

仕 様 書

1 業務名

栗林配水池跡地除草等業務

2 業務場所

久留米市山川町 79 番地 1 外 ※別紙 1 「位置図」及び別紙 2 「作業場所」参照

3 履行期間

契約締結日から令和 8 年 11 月 30 日まで

4 業務内容

下記事項を遵守して、業務場所の除草及び刈草等の処理を行うものとする。

なお、本仕様書においては、発注者を「甲」、受注者を「乙」とする。

- (1) 業務場所の地形や施設・設備等を考慮して、除草等を行なうこと。また、本業務の履行に伴って生じる刈草等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき事業系般廃棄物として適正に処理すること。なお、本業務における処分施設は、宮ノ陣クリーンセンター、上津クリーンセンター又は木下緑化建設株式会社の処理施設のいずれかとする。
- (2) 業務の実施は、別紙 3 「実施時期・回数」に基づき、1 回目を 5 月に、2 回目を 7 月に、3 回目を 9 月から 11 月の間に実施することとする。
なお、実施日については変更の可能性があるため、業務場所が所属する自治会が実施する清掃作業日を考慮した上で、甲と協議し決定することとする。
- (3) 作業箇所のうち「施設上面」において、7 月に実施する除草作業後の除草残滓については、集草及び処分を行わず、当該箇所のマルチングに活用することとする。同除草残滓は 10 月又は 11 月に実施する当該箇所の除草作業後の除草残滓と併せて集草し、適切に処分すること。
- (4) 乙は業務の実施において、交通の妨害、その他公衆に迷惑を及ぼす行為の無いよう、交通及び保安上の十分な注意を払うものとする。また、騒音等が発生する恐れがある場合には、事前に周辺住民等に連絡するなど、十分な配慮のうえ作業を行うこと。
- (5) 乙は、業務の実施において、従事者の事故防止のため必要な処置を講じるとともに、市民の生命、身体及び財産に対する侵害及び迷惑を防止するため必要な措置を講じなければならない。なお、業務に関して事故が発生した場合は、応急措置を講じるとともに、直ちに甲に報告しなければならない。
- (6) 乙は、業務の実施において、万が一、第三者等に人的または物的な損害を与えた場合は、乙の責任及び費用負担にて、速やかに対応すること。そのために必要と思われる場合には、乙の費用負担で損害等に対応するための保険に加入するなど必要な措置を講じること。

- (7) この業務は実施時期を3回に分けて行うため、乙は、その都度、甲に対して業務着手の事前連絡を行うとともに、業務完了報告を行なうものとする。
- (8) 業務委託料は3回に分けて支払うものとする。それぞれに、甲が乙の業務完了報告に基づき業務の履行を確認した後、甲は乙の請求に基づき、1回目と2回目はそれぞれ契約額の3分の1相当額（契約額の3分の1の額で1,000円未満の額は切り捨て）、3回目は契約額の残額を支払うものとする。
- (9) 乙は、当該業務の履行にあたって、暴力団排除に係る次の事項を遵守しなければならない。
- ① 暴力団等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否をし、その旨を速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
 - ② 暴力団等から不当要求による被害または業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
 - ③ 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに甲と履行に関する協議を行うこと。
- (10) 本仕様に定めのない事項、または本仕様に定める事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。
- (11) 乙は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、甲の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。